

(証券コード：3476)
(発信日) 2025年7月7日
(電子提供措置の開始日) 2025年7月4日

投資主各位

東京都千代田区西神田三丁目2番1号
投資法人 みらい
執行役員 菅 沼 通 夫

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席されず、議決権行使書面により議決権を行使される方は、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2025年7月25日（金曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案は、いずれも同条第2項に規定する議案に該当しません。

従いまして、**投資主様が当日投資主総会にご出席されず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

（本投資法人規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第8回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本投資法人ウェブサイト

<https://3476.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時： 2025年7月28日（月曜日）午後2時00分
（受付開始時刻：午後1時30分）
2. 場 所： 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
ベルサール神保町（住友不動産千代田ファーストビル南館2階）
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

九段下・神保町エリアには「ベルサール」が3会場ありますのでご注意ください。

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

- 第1号議案： 執行役員1名選任の件
- 第2号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 監督役員2名選任の件
- 第4号議案： 補欠監督役員1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いさせていただきます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である三井物産・イデラパートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載しているインターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のホームページ(<https://3476.jp/>)に掲載いたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 執行役員1名選任の件

執行役員菅沼通夫は、2025年7月31日をもって任期満了となります。つきましては、2025年8月1日付で、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第17条第2項の定めにより、2025年8月1日より2年間とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2025年6月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当
すが ぬま みち お 菅 沼 通 夫 (1967年3月30日)	1989年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行）
	2002年3月 同社 不動産ファイナンス部
	2006年11月 三井物産株式会社 金融商品部 ストラクチャードファイナンス室
	2007年4月 同社 金融商品部 REIT室
	2007年7月 三井物産リアルティ・マネジメント株式会社 資産運用部長
	2009年1月 同社 取締役 資産運用部長
	2016年9月 三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社
	2016年9月 三井物産・イデラパートナーズ株式会社 代表取締役社長（現任）
	2016年9月 投資法人みらい 執行役員（現任）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産・イデラパートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、投資主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に選任され就任した場合には引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めにより、第1号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、本議案の補欠執行役員の選任は、執行役員に就任する前に限り、役員会の決議により、取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2025年6月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
い とう よし お 伊 東 芳 男 (1972年6月17日)	1995年4月 日本団体生命保険株式会社（現 アクサ生命保険株式会社）
	2010年4月 カナル投信株式会社（現 平和不動産アセットマネジメント株式会社）
	2022年6月 平和不動産アセットマネジメント株式会社 執行役員 財務企画部長
	2022年11月 同社 執行役員 レジデンス運用部長
	2023年8月 株式会社SBI証券 SBIプライベートリートアドバイザーズ株式会社（出向）
	2024年10月 三井物産・イデラパートナーズ株式会社 財務企画部長（現任）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産・イデラパートナーズ株式会社の財務企画部長であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、投資主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結す

る予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員根岸岳彦及び西井秀朋は、2025年7月31日をもって任期満了となります。つきましては、2025年8月1日付で、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第17条第2項の定めにより、2025年8月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位
1	ね ぎし たけ ひこ 根 岸 岳 彦 (1966年6月30日)	2001年5月 濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業） 2010年7月 増田パートナーズ法律事務所 2012年4月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 内部管理委員会 外部専門家（現任） 2016年9月 投資法人みらい 監督役員（現任） 2017年1月 ヴァンダーファルケ法律事務所（現任） 2021年10月 三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員（現任）
2	にし い ひで とも 西 井 秀 朋 (1971年9月16日)	1995年11月 指吸会計センター株式会社 2003年4月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 2003年6月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 2005年7月 KPMG税理士法人 2012年11月 西井秀朋公認会計士・税理士事務所 2015年4月 アクセルパートナーズ株式会社 代表取締役（現任） 2015年12月 イデラリート投資法人（現 投資法人みらい） 監督役員（現任）

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者根岸岳彦が外部専門家を務める三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社内部管理委員会は、同社が資産の運用を受託している投資法人に関しコンプライアンス上の観点から審議を行う機関であり、当該投資法人の資産の運用全般に関わる意思決定の権限を有するもの

ではなく、また、上記監督役員候補者根岸岳彦が外部委員を務める三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社コンプライアンス委員会は、同社の業務に関しコンプライアンス上の観点から審議を行う機関であり、同社の業務執行に関わる意思決定の権限を有するものではないことから、本投資法人としては、いずれも利益相反等の懸念はないものと考えています。

- ・ 上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、投資主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者兩名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者が監督役員に選任され就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

第4号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。本議案の補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めにより、第3号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

また、本議案の補欠監督役員の選任は、監督役員に就任する前に限り、役員会の決議により、取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
きむら たかし 木村 喬 (1979年7月24日)	2001年4月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）
	2008年6月 清和監査法人（現 RSM清和監査法人）社員
	2012年3月 ロベルトカヴァリジャパン株式会社 監査役
	2012年7月 ベルウェザー総合会計事務所
	株式会社ベルウェザー 代表取締役（現任）
	2014年11月 やまと監査法人 代表社員（現任）
	2014年12月 フィンテックグローバル株式会社 社外取締役
	2017年1月 やまと税理士法人 代表社員（現任）
	やまとパートナーズ株式会社 取締役
	2017年6月 株式会社エスクリ 社外取締役
	2019年12月 フィンテックグローバル株式会社 社外取締役 監査等委員
	2020年12月 フィンテックアセットマネジメント株式会社 取締役
	2021年6月 株式会社エスクリ 取締役（監査等委員）（現任）
	2022年10月 フィンテックグローバル株式会社 上席執行役員（現任）
	2022年12月 同社 取締役（現任）
	2023年5月 同社 人事総務部／事業統括部管掌 人事総務部長兼事業統括部長
	2023年10月 同社 総合企画部管掌 総合企画部長（現任）

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、投資主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、本投資法人規約第14条第2項に定める議案がある場合は、当該議案には、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案がある場合は、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第14条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区西神田三丁目2番1号

住友不動産千代田ファーストビル南館 2階

ベルサール神保町



- 交通 九段下駅 7番出口より徒歩約3分（東西線）
九段下駅 5番出口より徒歩約4分（半蔵門線・新宿線）
神保町駅 A2出口より徒歩約5分（半蔵門線・新宿線・三田線）

- お願い ・当会場へお越しの際は、ビルの1階エントランス右手前にあります専用エレベーターをご利用ください。
・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

九段下・神保町エリアには「ベルサール」が3会場ありますのでご注意ください。